

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 8 年
9 月 25 日
(金曜日)

目次

○規則	保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則（医療政策課）	一
	山口県看護学校学則の一部を改正する規則（医療保険課）	四
	栄養士法施行細則の一部を改正する規則（健康増進課）	四
	温泉法施行細則の一部を改正する規則（業務課）	六
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（業務課）	一四
	毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則（業務課）	一五
	建設業法施行細則の一部を改正する規則（監理課）	一六
	山口県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）	一八
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（砂防課）	一八
	都市計画法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）	二一
	建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）	二二
	優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則（建築指導課）	二三
	特定民間再開発事業の認定に関する規則の一部を改正する規則（住宅課）	二三
○告示	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定（環境政策課）	二四
	特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（建築指導課）	二四
○教委公告	契約の締結	二五
○選管告示	直接請求に必要な有権者の数	二五



保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十九号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（平成十四年山口県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

別記第二号様式中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改め、

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注に次のように加える。

3 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、手数料の納付に関する調書（別紙）を添付すること。
別記第二号様式に次の別紙を加える。

別紙

手数料の納付に関する調書

手数料を納付した者の氏名	
受付番号	
山口県納付済証貼付け欄	

注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

「山口県収入証紙貼付け欄」は「本籍地都道府県名（国籍）」と「本籍地都道府県（国籍等）」を記入する。

山口県収入証紙貼付け欄

登録年月日及び登録番号	年	月	日	第	号
変更事項	項	1 本籍地都道府県名（国籍） 2 氏名			
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更年月日	年	月	日		
旧姓併記の希望の有無	/ 有（旧姓： ） 2 無				

山口県収入証紙貼付け欄

(消印しないこと。)

や

登録番号	第	号	登録年月日	昭和 平成	年	月	日
------	---	---	-------	----------	---	---	---

区分 本籍 (国籍等)	変更前	変更後 (第 1 回)	変更後 (第 2 回)
	都道府県	都道府県	都道府県
ふりがな	(氏) (名)	(氏) (名)	(氏) (名)
氏名	(旧姓)	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記の希望	有・無		
通称名	有・無		
生年月日	昭和 平成 西暦	昭和 平成 西暦	昭和 平成 西暦
性別	男・女	男・女	男・女

変更の事由

に改め、同様式の注を次のように改める。

注 / 「旧姓併記の希望」欄は、該当するものを○で囲むこと。

- 2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 2 号様式の別紙を添付すること。

別記第六号様式中

山口県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。)

を削り、同様式の注を同注一と、同注に次のように加える。

- 2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 2 号様式の別紙を添付すること。

別記第八号様式中

修業又は卒業に係る学校又は養成所の名称	修業又は卒業に係る学校又は養成所の種別	看護師学校 看護師養成所 准看護師学校 准看護師養成所	卒業 (見込み) 年月日	年	月	日	卒業見込み
---------------------	---------------------	--------------------------------------	--------------------	---	---	---	-------

修業又は卒業に係る学校又は養成所の名称及び学科名	卒業 (見込み) 年月日	年	月	日	卒業見込み
受験資格区分	准看護師学校養成所	☐ 高等学校衛生看護科	☐ 養成所		
	看護師学校養成所	☐ 大学	☐ 短期大学		
		☐ 高等学校看護師養成課程 (5 年一貫課程)			
	受験資格認定	☐ 准看護師	☐ 看護師	☐ E P A	☐ その他

に改め、

山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

を削り、同様式の注を次のように改める。

- 2 該当する□にシ印を記入すること。

別記第八号様式の注三を同注三と、同注四の注に次のように加える。

- 3 「受験資格区分」欄の「受験資格認定」は、看護師国家試験受験資格認定書又は山口県准看護師試験受験資格認定書の交付を受けていること。

別記第八号様式の注に次のように加える。

- 5 この願書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 2 号様式の別紙を添付すること。

別記第十号様式中

山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

や記す、 「備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。」や

「注 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第2号様式の別紙を添付すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。」に改める。

別記第十一号様式中 「本 籍 地」を「本 籍 地」に改め、
都道府県名を「都 道 府 県」に改め、
(国 籍)を「(国 籍)」に改め、
(国籍等)を「(国籍等)」に改め、

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第2号様式の別紙を添付すること。

別記第十二号様式中 「本籍地都道府県名 (国籍)」を「本籍地都道府県 (国籍等)」に改める。

別記第十三号様式中 「本籍地都道府県名 (国籍)」を「本籍地都道府県 (国籍等)」に改め、

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第2号様式の別紙を添付すること。

別記第十四号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第2号様式の別紙を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の保健師助産師看護師法施行細則別記第二号様式、別記第四号様式、別記第六号様式、別記第八号様式、別記第十号様式、別記第十一号様式、別記第十三号様式及び別記第十四号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十号

山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則

山口県立萩看護学校学則（平成六年山口県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「入学願書（別記第一号様式）に次に掲げる書類等を添えて」を「別に定める入学願書及び関係書類等を」に改め、同項各号を削る。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県立萩看護学校学則の規定は、令和十年度分として行う入学志願手続から適用し、令和九年度分として行う入学志願手続については、なお従前の例による。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十一号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和三十八年山口県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

山口県収入証紙貼付欄（消印しないこと。）

を「本都道府県名（国 籍）」

「本都道府県（国 籍等）」

改め、同様式の注を同注 1 とし、同注に次のように加える。

- 2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、手数料の納付に関する調書（別紙）を添付すること。
- 別記第一号様式に次の別紙を加える。

別紙

手 数 料 の 納 付 に 関 す る 調 書

手数料を納付した者の氏名	
受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記第二号様式中「本籍地都道府県名（国籍）」や「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。

別記第三号様式中

山口県収入証紙貼付け欄（消印しないこと。）

を削り、「本籍地都道府県名（国籍）」を

「本籍地都道府県（国籍等）」に改め、同様式の注を同注１とし、同注に次のように加える。

2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 / 号様式の別紙を添付すること。

別記第五号様式中

山口県収入証紙貼付け欄（消印しないこと。）

を削り、同様式の注を同注１とし、同注に次のように加える。

2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 / 号様式の別紙を添付すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の栄養士法施行細則別記第二号様式、別記第三号様式及び別記第五号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十二号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（平成十四年山口県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。
別記第一号様式中

を

山口県収入証紙はり付け欄
（消印しないこと。）

収 付 番 号

山口県納付済証貼付け欄

に改め、同様式の注を同注１とし、同注に次のように加える。

2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けけること。

別記第一号様式及び別記第二号様式の備考中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。

別記第三号様式中

山口県収入証紙はり付け欄
（消印しないこと。）

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

「備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。」
注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。
に改める。

別記第四号様式中

山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
---------	--

山口県納付済証貼付け欄	

「備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。」
注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。
に改める。

別記第五号様式中

山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改め、同様式の注を同注１とし、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 別記第五号様式から別記第七号様式までの規定中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。
- 別記第八号様式中

山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改め、同様式の注を同注１とし、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 別記第八号様式の欄を中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。
- 別記第九号様式中

山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改め、同様式の注を同注１とし、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
 - 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 別記第九号様式の欄を中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。
別記第十号様式中

山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改め、同様式の注に次のように加える。

- 3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
 - 4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 別記第十号様式の欄を中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。
別記第十一号様式中

山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改め、同様式の注を同注１とし、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
 - 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 別記第十一号様式の欄から「日本工業規格」や「日本産業規格」に定める別記第十二号様式中

山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改め、同様式の注を同注１とし、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
 - 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 別記第十二号様式の欄から「日本工業規格」や「日本産業規格」に定める別記第十三号様式中

山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改め、同様式の注に次のように加える。

- 3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 別記第十三号様式及び別記第十四号様式の欄を中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。
- 別記第十五号様式中

山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改め、同様式の注に次のように加える。

- 3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 別記第十五号様式及び別記第十六号様式の欄を中「日本工業規格」や「日本産業規格」に改める。
- 別記第十七号様式中

山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

を

受付番号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改め、同様式の注に次のように加える。

- 3 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 別記第十七号様式の備考中「日本工業規格」や「日本産業規格」に定める別記第十八号様式中

山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

を

受付番号	
山口県納付済証貼付け欄	

に「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」や

- 「注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- に定める。
- 別記第十九号様式中

山口県収入証紙はり付け欄 (消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に、 「備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。」 を

「注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

に改める。

別記第二十号様式の欄を中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第二十一号様式中

山口県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

に改め、同様式の注を同注 1 とし、同注に次のように加える。

2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第二十一号様式から別記第二十四号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の温泉法施行細則別記第一号様式、別記第三号様式から別記第五号様式まで、別記第八号様式から別記第十三号様式まで、別記第十五号様式、別記第十七号様式から別記第十九号様式まで及び別記第二十一号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

山口県知事
村岡 嗣政

山口県規則第六十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成二十年山口県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「(電話) 同(番)」を
「(電話) — —」に「本籍地都道府県名」と「本籍地都道府県」につ
「国籍」を「国籍等」に、「

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

を

受 付 番 号	
	山口県納付済証貼付欄

「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」や「注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第二号様式中「本籍地都道府県名(国籍)」を「本籍地都道府県(国籍等)」に改め、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「（電話 ー ー）」に改め、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「（電話 ー ー）」に改め、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第五号様式中「(電話可呼)」を「(電話)」に改め、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産

様規格」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則別記第一号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第六十四号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年山口県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

受 付 番 号

山口県納付済証貼付け欄

に改め、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の毒物及び劇物取締法施行細則別記第二号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第六十五号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和三十四年山口県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

収入証紙貼付け欄	
収 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

を

に改

め、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
- 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
- （経過措置）

- 2 この規則による改正後の建設業法施行細則別記第一号様式は、この規則の施行の日

から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

山口県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十六号

山口県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山口県屋外広告物条例施行規則（昭和四十二年山口県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の(裏)及び別記第五号様式の(裏)中

を削る。

別記第七号様式の(裏)中

山口県収入証紙貼付け欄

(消印しないこと。)

山口県収入証紙はり付け欄

(消印しないこと。)

を削る。

別記第十二号様式の(裏)中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

受 付 番 号	山口県納付済証貼付け欄
---------	-------------

- に改め、同様式の注を同注一とし、同注に次のように加える。
- 2 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
 - 3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

写真（縦４センチメートル、横３センチメートル）以内の撮影した無帽、正面向きのもの

別記第十五号様式中

を貼り、

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を

受 付 番 号	山口県納付済証貼付け欄
---------	-------------

- に改め、同様式の注に次のように加える。
- 4 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
 - 5 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の山口県屋外広告物条例施行規則別記第一号様式、別記第五号様式、別記第七号様式、別記第十二号様式及び別記第十五号様式は、この規則の施

に改

行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十八年山口県規則第百十号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中

山口県収入証紙はり付け欄

（消印しないこと。）

を

山口県納付済証貼付け欄

に改め、同様式の注に次のように加える。

3 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律施行細則別記第六号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十八号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十五年山口県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式の二中

山口県収入証紙はり付け欄

（消印しないこと。）

を削り、

備

考

を

備	考
---	---

山口県納付済証貼付け欄

に改め、

同様式の注に次のように加える。

- 4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第七号様式中

山口県収入証紙 はり付け欄 (消印しないこと。)

を削り、「添付書類」を

山口県納付済証貼付け欄

添付書類

同様式の注を同注１とし、同注に次のように加える。

- 2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第八号様式中

山口県収入証紙 はり付け欄 (消印しないこと。)

を削り、「添付書類」を

に改め、

山口県納付済証貼付け欄	山口県納付済証貼付け欄
添付書類 同様式の注を同注1とし、同注2次のように加える。 2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。 別記第十三号様式 山口県収入証紙 はり付け欄 (消印しないこと) 「注 申請者又は被承継人の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。」	注 / 申請者又は被承継人の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。 2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。 別記第十三号様式 山口県収入証紙 はり付け欄 (消印しないこと) 「注 請求者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。」

山口県納付済証貼付け欄

注 / 請求者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の都市計画法施行細則別記第五号様式の二、別記第七号様式、別記第八号様式、別記第十号様式及び別記第二十三号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第六十九号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

山口県収入証紙
貼 付 け
欄
(消印しないこと)

を削り、

収 入 証 紙

を

手 数 料

に改め、同様

式の注に次のように加える。

4 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、手数料の納付に関する調書（別紙）を添付すること。

別記第一号様式に次の別紙を加える。

別紙

手数料の納付に関する調書

山口県納付済証貼付け欄

注 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の建築士法施行細則別記第一号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十号

優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則

優良宅地等の認定に関する規則（昭和四十九年山口県規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の表の注に次のように加える。

4 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第一号様式の欄中「山口県収入証紙貼付け欄（消印しないこと。）」を「山口県納付済証貼付け欄」に改める。

別記第七号様式の表の注に次のように加える。

7 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

別記第七号様式の欄中「山口県収入証紙貼付け欄（消印しないこと。）」を「山口県納付済証貼付け欄」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の優良宅地等の認定に関する規則別記第一号様式及び別記第七号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

特定民間再開発事業の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十一号

特定民間再開発事業の認定に関する規則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業の認定に関する規則（平成二十六年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 知事が電子情報処理組織（デジタル大臣又は法務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、前項第二号に掲げる図書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができるときは、当該図書の添付を要しない。

別記第一号様式の(裏)中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注に次のように加える。

8 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、手数料の納付に関する調書（別紙）を添付すること。
別記第一号様式に次の別紙を加える。

別紙

手数料の納付に関する調書

手数料を納付した者の氏名	
受付番号	
山口県納付済証貼付け欄	

注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。
2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記第二号様式中

山口県収入証紙貼付欄

(消印しないこと。)

を

「注 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第1号様式の別紙を添付すること。」

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第二条に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の特定民間再開発事業の認定に関する規則別記第一号様式及び別記第二号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。



山口県告示第三百四十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

防府市勝間二丁目四七六の一部、四七九の一部、四八〇の一部、四八三の一部、四八四の一・四八四の三の一部及び四八七の一部

二 特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

山口県告示第三百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事

(一) 工事場所 熊毛郡田布施町大字波野字駒方六五四番地一

(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	二階建	一、三三九・五七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和八年九月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であ

ること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和八年十月十四日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年十月三十日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和八年九月二十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 事務を担当する廠の名称及び所在地

山口県立山口図書館 山口市後河原一五〇番地の一

二 落札に係る物品等の名称及び数量

山口図書館ネットワークシステム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年七月三十一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社NTTデータ中国 広島市南区比治山本町二一番二〇号

六 落札金額

一億八千四百三十三万四千円

七 入札公告日

令和八年五月二十九日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県立山口図書館長 大塚 泰二

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

総合評価

山口県選挙管理委員会告示第九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

令和八年九月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

直接請求の種類	根拠規定	必要の有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四 条第一項	二一、五五三
県の事務の執行に関する 監査の請求	地方自治法第七十五 条第一項	
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六 条第一項	二三四、七〇六
県議会の議員の解職 の請求	地方自治法第八十 条第一項	上関町・島田布施町・平生町選挙区 山陽小野田選挙区 周南市選挙区 美祢市選挙区 柳井市選挙区 長門市選挙区 光市選挙区 岩国市選挙区 下松市選挙区 防府市選挙区 萩市・阿武町選挙区 宇部市選挙区 山口市選挙区 宇部市選挙区 下関市選挙区
知事の解職の請求	地方自治法第八十一 条第一項	
副知事、県の選挙管 理委員若しくは監査 委員又は公安委員会 の委員の解職の請求	地方自治法第八十六 条第一項	二三四、七〇六
県教育委員会の教 育長又は委員の解職 の請求	地方教育行政の組織 及び運営に関する法 律第八條第一項	